

八代市地域公共交通計画策定調査業務仕様書（案）

1. 件名

八代市地域公共交通計画策定調査業務

2. 業務目的

本市では、平成 22 年 10 月にバス路線再編を実施し、バス路線の削減と市街地循環バスの導入、山間地での乗合タクシーの運行などを実施した結果、補助金削減とバス利用者の増加を達成したところであるが、再編後 3 年が経過し、一度は削減した補助金額は年々増加しており、路線バス・乗合タクシーの利用者も減少に転じている状況にある。

一方で、市内には比較的人口密度の高い地域においても公共交通空白地域があり、新たな対応が求められている。

また、単に移動手段の確保を目的とした公共交通ではなく、都市機能の基盤として、まちづくりの観点も踏まえた交通施策が必要となっている。

本業務は、このような公共交通の現状等を踏まえ、本市における公共交通のあり方を検討し、市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築するため、次年度以降の「生活交通ネットワーク計画」及び「地域協働推進計画」(※)の策定を見据えた、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく総合的な地域公共交通計画の策定を行うものである。

※ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく「生活交通ネットワーク計画」及び「地域協働推進計画」をいう。

3. 業務内容

(1) 八代市の地域特性の把握

既存資料の収集・整理から、八代市の地勢・沿革、人口分布や人口特性、主要施設の立地などの地域特性を把握・整理する。

(2) 現況交通実態の把握

交通事業者からの提供データや聞き取り調査、現地確認などにより、既存の公共交通の運行ダイヤ・結節点、乗降状況などの現状を把握し、分析を行う。

(3) 市民及び利用者ニーズ把握調査（アンケート調査等）

アンケート調査等により市民の移動特性を把握すると共に、バス及び乗合タクシーに対するニーズと本市の公共交通の課題を把握・整理する。さらに、必要に応じて地域へのヒアリング調査や説明会等により地元の意向を把握する。

(4) 地域公共交通のあり方の検討

上記調査結果等を踏まえ、乗り継ぎの円滑化、交通空白地対策及び利用促進策等、今後の地域公共交通のあり方について、利便性と運行効率（採算性）のバランスに

配慮した検討を行う。

（５）地域公共交通に係る総合的計画の策定及び実施計画の検討

市全体の地域公共交通の将来像がまとめられた、総合的な地域公共交通計画を作成する。また、その計画に基づき、次年度以降に実施予定の新たな公共交通体系による事業を実施していく上で必要な具体的な計画（「生活交通ネットワーク計画」及び「地域協働推進計画」等）の素案を作成する。

（６）会議の運営支援

八代市地域公共交通会議（委託後４回程度の開催を想定）及び必要に応じて設置する分科会の検討資料を作成するとともに、会議へ出席（助言、提言等）し、議事要旨を作成する。

（７）報告書作成

以上の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

４．打ち合わせ協議

業務実施に必要な打ち合わせ協議を実施する。少なくとも会議開催ごとに、事務局と事前の打ち合わせを実施するほか、必要に応じて打ち合わせ協議を実施する。

５．成果品

成果品は下記のとおり。

- （１）報告書（紙、Ａ４サイズ、ファイル綴じ）：３部
- （２）計画書本編（Ａ４判１００頁程度、くるみ製本）：６０部
- （３）計画書概要版（Ａ４判１０頁程度、袋とじ）：１００部
- （４）関係資料一式（ファイル綴じ）：１部
- （５）報告書（電子媒体）：１部
- （６）計画書本編（電子媒体）：１部
- （７）計画書概要版（電子媒体）：１部

※電子媒体は、ＣＤ・Ｒ（ISO9660 フォーマット）に書き込みの上、提出すること。成果品の提出場所は八代市地域公共交通会議事務局（八代市企画振興部企画政策課内）とする。

６．その他

- （１）契約後直ちに、八代市地域公共交通会議の事務局員とスケジュールを協議すること。
- （２）契約書、仕様書に定めのない事項は、八代市地域公共交通会議の事務局員と協議により定める。
- （３）この仕様書による成果品の著作権は、八代市地域公共交通会議に帰属するものとする。